

景観ガイドライン

あすの景観をつくる
高砂市高砂地区



兵庫県県土整備部まちづくり局 まちづくり課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL078-341-7711(代)

兵庫県東播磨県民局県土整備部 まちづくり担当

加古川市加古川町寺家町天神木97番1号
TEL079-421-1101(代)

高砂市まちづくり部 都市計画課

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
TEL079-442-2101(代)

R100
18土P2-185A4

兵庫県

はじめに

謡曲「高砂」のゆかりの地として、また「相生の松」をはじめ白砂青松の地として知られる高砂地区は、江戸時代初期に池田輝政により堀川（運河）がつくられ、その後、本多忠政により現在の高砂の町の基礎が築かれ、水運で栄えた港町として発展してきました。

明治以降、近代化の波の中で周辺に工場が立地し、さらに住宅地が形成されるなど、まちなみは変化してきましたが、高砂地区には今なお水と緑豊かな景観の中に歴史的な建物やまちなみが残されており、歴史の積み重ねを感じさせる雰囲気は今に伝えています。

このような高砂地区の景観を活かしながら、歴史的なまちと周辺の新しいまちが調和したまちづくりを進めていくために、景観の特性に併せて地区を3つに区分し、それぞれの地区ごとに建物の形や壁の色など一定のルールを設ける景観形成基準を定め、住民や事業者の方々のご協力を得ながら、その基準に沿った新築や増改築を進めていきます。

このガイドラインでは、高砂地区の景観まちづくりの基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。高砂地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。

目次

- 1 地区の概要 P. 1
- 2 景観形成地区指定の考え方 P. 3
- 3 景観形成の考え方 P. 5
- 4 マンセル色票系 P.14
- 5 支援事業 P.15
- 6 景観形成基準 P.17
- 7 届出の手続き P.19
- 8 景観の形成等に関する条例一抜粋 P.20



1 地区の概要

高砂のまち

高砂町は謡曲「高砂」のゆかりの地として知られていますが、現在は高砂駅の東南に製紙工場、播磨灘に面した地区には化学工場を初めとする工場群があり、工場の町という現代的イメージが強くあります。

しかし、高砂町の歴史は古く、現在工場の建ち並ぶ地区も、古くは「万葉集」に詠まれている白砂青松の美しい海岸線でした。白砂青松以外にも、帆布製造の始祖といわれる工業松右衛門をはじめ、多くの歴史上の人物を生んだ地でもあり、また文学の中でも高砂の名前がたびたび登場します。

町は古くから漁村として成り立ち、江戸時代に加古川河口に港が築かれてからは、上方への物資の中継地として漁業と共に商業も盛んな町となりました。また、堀川が水運として開かれてからは、そこにも多くの高瀬舟が往来し、さらにはまちは繁栄したと言われています。

当時、堀川沿いに荷をおさめる蔵が軒を連ねていたようですが、現在はその面影が僅かに残るだけです。

明治末期より始まった工場誘致により、産業の中心が漁業や商業から工業に移り、それに伴いまちの様子は大きく変化してきました。しかし、高砂には貴重な江戸時代からの民家や歴史ある寺院や神社が現在に残されており、かつての港町高砂の面影を偲ぶことができます。



元禄時代の高砂



高砂地区の特徴

1 堀川周辺地区

かつて水運で栄えた堀川周辺地区では近世の町割りが残り、多くの伝統的な様式の建築物を見ることができます。それら伝統的な建物は、壁面に漆喰、木材、屋根に和瓦（本瓦）など伝統的な建材が使われています。特に1階部分正面に多く使われている自然素材である木材は、おだやかな色調で落ち着いた趣のある景観を作り出しており、壁紙も焼板や船底板などの特徴ある色彩が見られます。



2 西畑地区

西畑地区は、操業を停止した紡績会社の跡地を住宅地として昭和55年に開発されました。また、工場の正門前はそのま高砂公園として整備されており、その周辺は住宅街として落ち着いた雰囲気を醸し出しています。



3 駅前地区

大正12年、神戸、姫路を結ぶ神姫電鉄（現在の山陽電鉄）が開通し、駅前の商業立地が盛みました。また、昭和50年には、製紙会社の社宅、デパート跡に大規模店舗が立地するなど、さまざまな景観要素の混在が見られます。



1 景観まちづくりの目標

近世の町割りや伝統的な建物が残された歴史と文化を感じさせる景観、加古川河口の白砂青砂で知られる水と緑豊かな景観を活かしつつ、歴史的なまちと周辺の新しいまちが調和した人びとがいきいきと暮らせる快適なまちづくりを目指します。景観まちづくりの目標に沿って、高砂地区を3地区に分けて景観形成地区に指定し、次の考え方に基づいて地区ごとに景観形成基準を定めて、住民、事業者等の方々の協力を得て、それぞれの基準に沿った建築物等の新築、増改築等を進めていきます。

2 景観形成地区の区分及び景観形成基準の考え方

①高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

歴史や伝統、文化を活かしながら、住みよい住環境の向上を図るとともに、水と緑の空間の活用を図ります。ただし、商業系土地利用の区域については、にぎわいのあるまちづくりを進める区域として、歴史的なまちなみを重視した住宅及び商業環境の向上を図ります。

伝統的意匠を備えた建物意匠を重視することにより、歴史とともに培われた景観を活かしたまちづくりを進めていきます。



②高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区

良好な住宅地の形成を図る区域であり、緑豊かな景観と落ち着いたまちなみの維持・保全を図ります。



③高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

住・商・工が協調した良好な景観形成を図る区域であり、道路からみて緑豊かで落ち着いたまちなみ形成と、その維持・保全を図ります。



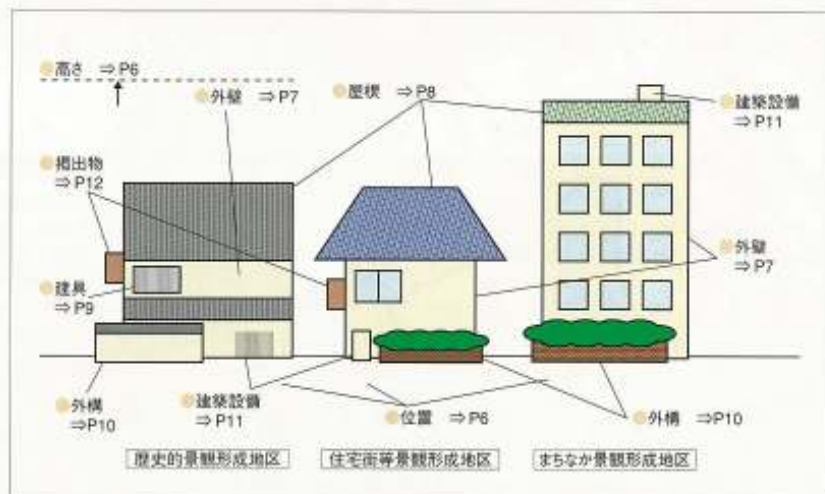
区域図



1. 建築物に関する基準

この章は、各地区の景観形成基準について、項目ごとに例を交えて分かりやすく解説したものです。

(参考P17,18景観形成基準)



●位置(道路やまちなみとの関係、壁面の位置など)

歴史的景観形成地区

- 連続する壁面は高砂地区の歴史的まちなみを感じさせるもっとも基本的な要素です。そのため、通りに面する壁面の位置は、連続性に配慮し、周囲より大幅に突出又は後退させてはいけません。
(ただし、道路幅員が4m未満の場合は、建築基準法による道路中心線から最低2m後退させる規定が優先されます。)
- 駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、壁面のようにデザインされた門、塀等を設けるなど、まちなみの連続性を損なわないようにしましょう。
- 敷地の中に屋敷を構える場合は、まちなみの連続性を損なわないよう、上記と同様に門、塀等を設けます。

住宅街等景観形成地区

- ゆりのある住環境を保つため、外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退させます。

まちなか景観形成地区

- 外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退させます。
- 道路から見て緑豊かなまちなみを形成するため、工場・作業場、店舗など、工業系、商業系の建築物は、敷地境界からできる限り後退させます。後退したスペースには緑地帯を設置しましょう。



■工したい例

- ①一階の柱を揃えて町並みの連続感を保つ。
- ②一階を後退させても二階の壁面をそろえる。
- ③後退で生まれた空間に欄干を設ける。



●高さ(階数や軒の高さなど)

歴史的景観形成地区

- 都市計画で商業地域に定められた地域については階数を5階以下、それ以外の地域については階数を3階以下とします。
- 建物の高さ、特に軒先の連続性は歴史的なまちなみを感じさせる重要な要素です。できれば2階建てとし、周囲の建物と軒をそろえるようにしましょう。3階以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させて歩行者から見えにくくするなど、形態、意匠等を工夫し、周囲の景観の連続性を守るようにしましょう。



●外壁

歴史的景観形成地区

- 基調となる色は、白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とします。マンセル色票系※では(1)～(3)のようになります。ただし、板張り、漆喰、土壁等の自然系素材を用いる場合はこれ以外の色でも構いません。

(※マンセル色票系についてはP.14参照)

- (1) 色相0YR～5Yは、明度2.0～7.0、彩度3.0以下
- (2) 上記以外は、明度2.0～7.0、彩度0.5以下
- (3) 無彩色は、明度2.0～7.0



住宅街等景観形成地区・まちなか景観形成地区

- 公共空間に面する立面は、壁面の仕上げやプランターの利用による窓辺の演出等に工夫します。
- 基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色は使用しません。マンセル色票系では、概ね(1)～(3)の範囲となります。

- (1) R (赤)、YR (橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- (2) Y (黄)系の色相を使用する場合は彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下



伝統的意匠について

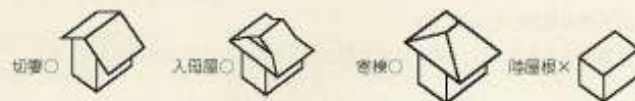
- 歴史的景観形成地区における外壁の伝統的な意匠は以下のようになります。
- 黒又は白漆喰、板張り、舟底板、木製格子等
 - (近代洋風建築や土蔵などは復元・修復をするもの)



●屋根

歴史的景観形成地区

- 古ながらの落ち着いた屋根景観を守るため、下の図のような切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とし、和瓦を基本とします。



- 基調となる色は、黒ないし灰色、又はこれらに近い色彩とします。マンセル色票系の指標で表すと概ね(1)～(2)の範囲となります。ただし、都市計画で商業地域に定められた区域についてはこれ以外の色でも構いません。

- (1) 全色相、明度2.5～5.5、彩度0.5以下
- (2) 無彩色、明度2.5～5.5



- 堀川に面する敷地については、堀川側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置としましょう。
- 高砂神社に面する敷地については、高砂神社側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置としましょう。

住宅街等景観形成地区

- 原則として勾配屋根とします。なるべく、3寸(約17°)以上の勾配を取ってください。
- 基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色は使用しません。できれば歴史的景観形成地区と同じように、黒ないし灰色を基調としましょう。



まちなか景観形成地区

- 勾配屋根としましょう。なるべく、3寸(約17°)以上の勾配屋根としましょう。
- 工場・作業場、店舗など、工業系、商業系の建築物に設ける塔屋等については、建築物本体と同じ屋根をつけるなど周辺景観に配慮します。
- 基調となる色は落ち着いたものとし、派手な色は使用しません。

伝統的意匠について

- 歴史的景観形成地区における屋根の伝統的な意匠は以下のようになります。
- 切妻平入り、入母屋平入り、和瓦等
 - (近代洋風建築や土蔵などは復元・修復をするもの)



● 建具（窓、玄関戸など）

歴史的景観形成地区

- 建具は歴史的な雰囲気を醸し出すための重要な要素です。格子や虫籠窓等を設置する場合は、高砂の伝統的な様式とします。
- P7で示した外壁の色彩基準の範囲の色彩とします。
- 伝統的様式の場合、木製建具を基本とし、やむを得ず木製以外とする場合は茶系統の色彩とします。



伝統的意匠について

歴史的景観形成地区における建具の伝統的な意匠は以下のようなものです。
木製格子、虫籠窓等
(近代洋風建築や土蔵などは復元・修復をするもの)



● 外構（門、塀、植栽など）

歴史的景観形成地区

- 門、塀等を設ける場合は、P7で示した外壁の色彩基準に準じた落ち着いた色彩とします。
- 通りに沿った門、塀は伝統的な意匠にしましょう。

住宅街等景観形成地区

- 垣、塀、柵等はできる限り低いものとし、植栽の併用等により潤いを高めます。
- のり面・擁壁は、植栽や石材等の自然素材を使うことにより、潤いを高めます。

まちなか景観形成地区

- 垣、塀、柵等は、植栽の併用等により潤いを高めます。
- のり面・擁壁は、植栽や石材等の自然素材を使うことにより、潤いを高めます。
- 工場・作業場、店舗など、工業系、商業系の建築物は、敷地境界に生け垣等の緑地帯を確保します。やむを得ず垣、塀、柵等を設ける場合にあつては、長区間にわたって単調で無機質な壁面が続かないよう周辺景観に配慮します。



生垣について

住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区においては、生垣が望ましい外構です。



伝統的意匠について

歴史的景観形成地区における外構の伝統的な意匠は以下のようなものです。
黒又は白漆喰・板張り等
(近代洋風建築や土蔵などは復元・修復をするもの)



● **建築設備 (空調機や屋上設備など)**

歴史的景観形成地区

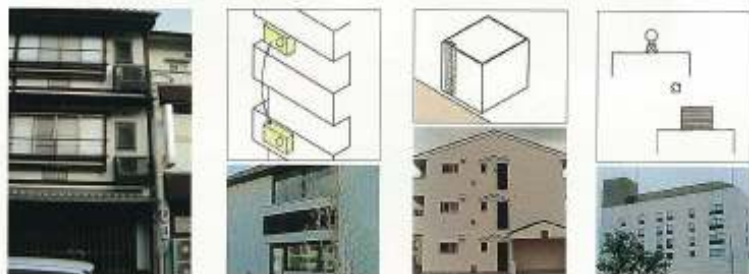
- 歴史的まちなみの中にあって明るい色彩の空調機等は落ち着いた雰囲気を損ねます。空調機等はできるだけ通りから見えにくい位置に設置します。やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しを設けます。

住宅街等景観形成地区

- 空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合であっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けます。
- 屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とします。

まちなか景観形成地区

- 空調機等は原則として建築物内に取り込むものとし、やむを得ず露出する場合であっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとします。
- 屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、極端な突出感及び乱雑な感じを与えない意匠とします。
- 工場・作業場、店舗など、工業系、商業系建築物において、給水管、ダクト等の壁面設備は、外壁面に露出させないように設置します。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施したり、覆いを設けるなど周辺景観に配慮します。



伝統的意匠について

歴史的景観形成地区における建築設備の伝統的な意匠は以下の様なものです。
木製格子、木製又は竹製大矢束等で目隠しされたもの
(近代洋風建築や土蔵などは復元・修復をするもの)



● **掲出物 (広告看板など)**

歴史的景観形成地区

- 規模・数量は必要最小限とし、掲出する場合によっては、周辺景観から見て突出したものでないこと。
- 自家用広告物以外の掲出は控えましょう。
- 屋上広告物は設置しません。ただし、都市計画において、商業系、工業系の用途地域に定められた地域でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとします。

住宅街等景観形成地区

- 規模・数量は必要最小限とします。
- 屋上広告物は設置しません。
- 自家用広告物以外の掲出は控えましょう。

まちなか景観形成地区

- 規模・数量は必要最小限とします。
- 自家用広告物以外の掲出は控えましょう。
- 屋上広告物は控えるものとします。ただし、工業系、商業系の建築物でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとします。



● **その他**

住宅街等景観形成地区・まちなか景観形成地区

- 駐車場については、道路沿いの緑化だけでなく舗装面の緑化や、敷区画ごとの緑化も考慮し車が止まっていないときに異いが感じられるよう配慮します。
- 車庫、自転車置場、倉庫、ごみ集積場等の付属施設は、目立たない位置に設置するか、建物本体と調和した色、材質、形態とします。



本体と一体化した物置 本体と同じ仕上げの付置物 本体と調和したカーポート
本体と一体化した自転車置場 壁と一体化したゴミ置場 目隠しで囲われた溜池・湯

2. 工作物に関する基準 (全地区共通)

- 周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠としましょう。
- 基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努めましょう。

3. 自動販売機に関する基準 (まちなか景観形成地区を除く)

- **位置**
 - 道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとしましょう。
- **意匠**
 - 企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮しましょう。
- **色彩**
 - 基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとしましょう。
- **その他設置の方法**
 - 複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとしましょう。
 - 機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努めましょう。



建築物に組み込むことにより、壁面線の連続性を確保している事例



広告面を抑えた意匠とするとともに、色彩についても周辺景観との調和に配慮している事例



木製の覆い、囲いを設けて、周辺景観との調和に配慮している事例



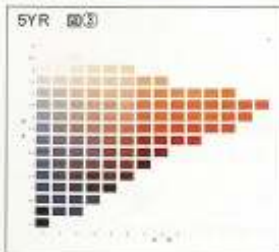
基本イメージ

マンセルの色票系について

兵庫県景観形成基準等では、色彩に関する基準の中で J I S によるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏 (A.H.Munsell) によって考案されたもので、物体表面の色を色味 (色相 Hue)、明るさ (明度 Value)、あざやかさ (彩度 Chroma) の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・…等、各色味の環があります。



マンセル色票系で表すと

5YR 2 / 1
(色相) (明度) (彩度)

右の結果からこの色をマンセル色票系で表すと 5YR 2/1 であることが分かります。

左の色は？
この色をマンセル色票系で表してみると、次のようになります。

● まず色相 (色味) は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は 5YR (Y R = 橙系) であることがわかります。

● 次に明度 (明るさ) は

図③は図①の色立体を 5YR の位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相 5YR の色が並んでいます。これで見ると明度は 2 であることがわかります。

● 最後に彩度 (あざやかさ) は

同じく図③で見ると彩度は 1 であることがわかります。

注意 印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。詳しくは県民局建築課にマンセルブックがありますので確認してください。



景観形成支援事業の概要

まちづくりのお手伝い

兵庫県と(財)兵庫県まちづくり技術センターでは、住民の方々が、自ら実施する良好な景観の形成に対して積極的に支援するため、平成2年度より、県が条例で定める景観形成地区等において景観形成事業に取り組んでいます。



例 歴史的景観形成地区内で建物の建替えや改修を行いたい場合

⇒歴史的景観形成建築物修景助成が利用できます。
景観形成基準に合致し、さらに伝統的意匠のように改修を行うのであれば、最大で助成対象工事費等の1/3かつ上限330万円の助成を受けることができます。
(伝統的意匠の内容により上限額が下がります)



例 景観形成地区内で、建物を伝統的な様式に改修したいがどうすればいいかわからない場合

⇒景観アドバイザー派遣が利用できます。
専門家による建築物等の修景に関する個別相談を行い、修景に対するアドバイスを受けることができます。

例 住宅街等景観形成地区において生垣の設置を行いたい場合

⇒一般建築物修景助成が利用できます。
景観形成基準で定められた基準に従い新たに生垣を設置する場合は、最大で助成対象工事費等の1/4かつ上限25万円の助成を受けることができます。

その他にも多くの支援項目があります。(次ページ参照) 詳しい内容については下記までお問い合わせください。
※事業の内容については、ひょうごまちづくりセンターのホームページにも掲載しています。

問い合わせ先

- 兵庫県東播磨県民局景土整備部まちづくり担当 TEL (079) 421-1101代
- 高砂市まちづくり部都市計画課 TEL (079) 442-2101代
- (財)兵庫県まちづくり技術センターひょうごまちづくりセンター TEL (078) 367-1263代

景観形成支援事業一覧

		(単位:千円)				
支援項目	適用地区等	助成対象項目	助成率	限度額	総額	
修景事業	歴史的景観形成建築物修景助成	基本・実施設計費及び工事管理費	1/3	600	3,300	
		建築工事の外観の修景に係る工事費	1/3	2,700		
		門、塀の工事に係る工事費	1/3	600		
		外観の修景に係る工事費(かき、欄、掃帚等)	1/3	600		
	一般建築物修景助成	住宅街等景観形成地区	建築工事の外観の修景に係る工事費	1/4	500	750
		まちなか景観形成地区	門、塀の工事に係る工事費	1/4	250	
		住居地区、地区計画、建築形成地区	外観の修景に係る工事費(かき、欄、掃帚等)	1/4	250	
	工作物等修景助成	景観形成地区	ポケットパーク	1/3	500	
			スリットファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)			
			公共サイン(案内地図、施設誘導板等)等			
			屋外広告物の工事費及び改修費	1/4	100	
	景観形成重要建造物等修景助成	県指定景観形成重要建造物	基本・実施設計費及び工事管理費	1/3	600	3,300
保存計画に定める建造物本体工事費			1/3	2,700		
門、塀の工事に係る工事費			1/3	600		
外観の修景に係る工事費(かき、欄、掃帚等)			1/3	600		
ライトアップの工事費			1/3	600		
自動販売機の修景助成	歴史的景観形成地区 住宅等景観形成地区	自動販売機を壁面に据えるために、機器の設置場所をセッバックする工事費	1/3	300	300	
		周囲の景観と調和させるために、自動販売機の外側に覆いを設置又は外部塗装の塗り替え等に係る工事費	1/3	300		
放置家屋等除却助成	景観形成地区及び予定地区	跡地を公共の利用する場合の老朽放置家屋除却費用	1/4	500		
修景支援事業	景観形成地区及び予定地区	建築物の修景に係る個別相談(個人に派遣)	3人以内	一目 30		
		勉強会、研修会の講師(団体に派遣)	5人以内	一目 50		
景観計画策定等支援	景観形成地区	住民と行政が一体となって、沿道の建築物、道路など公共空間の景観形成のあり方を検討し、計画を策定するための専門家派遣		一件あたり 1,500 上限		
景観形成等協議会活動助成 景観形成等推進員活動助成	●臨時に選定された協議会等 ●県で登録された推進員	景観形成のための研修会、講演会の開催及び広報誌、パンフレット等の作成に係る費用	1/2	100	3年間 限度額 300	
		優れた景観資源の発掘等の調査に要する費用等 住民の景観形成活動への支援活動	10/10	200		

高砂市高砂地区景観形成基準

1. 高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

(1) 建築物等に関する基準

項目	歴史的景観形成地区	
	建築物	工作物
位置	<ul style="list-style-type: none"> ●通りに面する壁面の位置は、連続性に配慮し、周囲より大幅に突出又は後退させない。 ●駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、門、塙等を設けるなどまちなみの連続性を損なわないように努める。 ●敷地の中に屋敷を構える場合は、まちなみの連続性を損なわないよう門、塙等を設ける。 ●都市計画で商業地域に定められた地域については階数を5階以下、それ以外の地域については階数を3階以下とする。 ●3階以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させるなど、形態、意匠等を工夫し、周囲の景観の連続性を守るよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。 ●基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●基調となる色は、白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とする。ただし、自然系素材を用いる場合はこの限りでない。 ①全色相、明度5YR～5Y、明度2.0～7.0、彩度3.0以下 ②上記以外は、明度2.0～7.0、彩度0.5以下 ③無彩色は、明度2.0～7.0 	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ●切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とし、和瓦を基本とする。 ●基調となる色は、黒ないし灰色、又はこれらに近い色彩とする。ただし、都市計画で商業地域に定められた区域についてはこの限りでない。 ①全色相、明度2.5～5.5、彩度0.5以下 ②無彩色は、明度2.5～5.5 	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●堀川に面する敷地については、堀川側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。 ●高砂神社に面する敷地については、高砂神社側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。 	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ●格子や由緒窓等を設置する場合は、高砂の伝統的な様式とする。 ●外壁の色彩に準じた色彩に心がけ、外壁の色彩基準の範囲の色彩とする。 ●伝統的様式の場合、木製建具を基本とし、やむを得ず木製以外とする場合は茶系統の色彩とする。 	
外構	<ul style="list-style-type: none"> ●門、塙等を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 ●通りに沿った門、塙は伝統的な意匠に努める。 	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機等はできるだけ通りから見えない位置に設置する。やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しを設ける。 	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ●規模・数量は必要最小限とし、周辺景観との調和に配慮する。 ●食家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。 ●屋上広告物は設置しない。ただし、都市計画において、商業系、工業系の用途地域に定められた地域でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。 	

※近代洋風建築や通りに面して妻入りとなっている土蔵等の修理、修景等については、建築物の特性にふさわしいものとするよう努める。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	歴史的景観形成地区
位置	●道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
意匠	●企業名、商品名等広告面を極力控えなど周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けげばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
その他設置の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。 ●壁面上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

2. 高砂市高砂地区住宅街等景観形成地区・高砂市高砂地区まちなか景観形成地区

(1) 建築物等に関する基準

項目	住宅街等景観形成地区	まちなか景観形成地区	両地区共通
	建築物	建築物	工作物
位置	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、道路、公園等の公共空間からできる限り後退するものとする。 ●工業系、商業系の建築物は、跡地の設置のため、敷地境界からできる限り後退するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。 ●基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ●公共空間に面する立面は、壁面の仕上げ及び窓辺の演出等に工夫する。 ●基調となる色は落ち着いたものとし、淡平な色を使用しない。その範囲は、マンチン色関係において概ね次のとおりとする。①Y(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度5以下②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 		
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●切妻として勾配屋根とする。 ●基調となる色は落ち着いたものとし、淡平な色を使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●勾配屋根とするよう努める。 ●工業系、商業系の建築物に設ける屋根等についても建築物と一体となるようにするなど周辺景観に配慮する。 ●基調となる色は落ち着いたものとし、淡平な色を使用しない。 	
外構	<ul style="list-style-type: none"> ●塙、塙等をできるだけ控えたいものとし、植栽の活用等により調和を高める。 ●法面・擁壁は、植栽、材質等により調和を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●塙、塙等は、植栽の活用等により調和を高める。 ●法面・擁壁は、植栽、材質等により調和を高める。 ●工業系、商業系の建築物は、敷地境界に生け垣等の緑地等を確保することを基本とし、塙、塙等を設ける場合には、表区域にわたって景観で景観質を壁面が緩まないよう周辺景観に配慮する。 	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機等は原則として建築物内に取込ものとし、やむを得ず露出する場合であっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。 ●屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、植栽や突出感及び乱雑な感じを生えない意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機等は原則として建築物内に取込ものとし、やむを得ず露出する場合であっても、目立たない位置に設置するか、目隠しを設けるものとする。 ●屋上設備等は、ルーバーで覆うなど、植栽や突出感及び乱雑な感じを生えない意匠とする。 ●工業系、商業系の建築物において、給水管、ダクト等の壁面設備は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外側に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施したり、覆いを設けるなど周辺景観に配慮する。 	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ●規模・数量は必要最小限とする。 ●食家用広告物以外の掲出は控えよう努める。 ●屋上広告物は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●規模・数量は必要最小限とする。 ●食家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。 ●屋上広告物は控えるものとする。ただし、工業系、商業系の建築物でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場については、周辺の構造に努めるとともに、車が停まっているときに隣り感を感じられるよう境内の緑化等に配慮する。 ●車庫、自転車庫、倉庫、ゴミ集積場等の付属施設は、目立たない位置に設置するほか、建物本体と同色、材質、形態とする。 		

(2) 自動販売機に関する基準

項目	住宅街等景観形成地区
位置	●道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
意匠	●企業名、商品名等広告面を極力控えなど周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けげばしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
その他設置の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置するものとする。 ●壁面上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

